

仕 様 書

台帳No.  
道路河川建設課

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| 業務名 | 令和8年度 地下道排水ポンプ設備等保守点検業務 |
|-----|-------------------------|

下 関 市

# 仕 様 書

道路河川建設課

|  |     |      |     |     |     |       |
|--|-----|------|-----|-----|-----|-------|
|  | 課 長 | 課長補佐 | 係 長 | 係 員 | 検 算 | 設 計 者 |
|  |     |      |     |     |     |       |

|     |           |     |                       |
|-----|-----------|-----|-----------------------|
| 年 度 | 令 和 8 年 度 | 場 所 | 下 関 市 竹 崎 町 四 丁 目 ほ か |
|-----|-----------|-----|-----------------------|

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 業 務 名 | 令和8年度 地下道排水ポンプ設備等保守点検業務 |
|-------|-------------------------|

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 業 務 概 要 | 地下道排水ポンプ設備等保守点検業務 |
|         |                   |
|         |                   |
|         |                   |
|         |                   |
|         |                   |
|         |                   |
|         |                   |
|         |                   |
|         |                   |

|         |  |
|---------|--|
| 履 行 期 間 | 令 和 8 年 4 月 1 日 から 令 和 9 年 3 月 31 日 まで |
|---------|--|

|                                   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-----------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|                                   | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| 設 計 金 額<br><small>(元設計金額)</small> |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 変 更 設 計 額                         |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 精 算 見 込 額                         |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

設 計 用 紙

下 関 市

# \* 委託業務費 \*

# 内訳表

| 費目・工種・施工名称など             | 数 量  | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 備 考      |
|--------------------------|------|-----|-----|-----|----------|
| 委託業務費                    |      |     |     |     |          |
| 地下道排水ポンプ設備等保守点検業務        |      |     |     |     |          |
| ポンプ設備点検<br>設備機械工         | 48.0 | 回・人 |     |     | 月4回×12ヵ月 |
| 電気設備点検<br>電工             | 48.0 | 回・人 |     |     | 月4回×12ヵ月 |
| ポンプ設備点検(緊急対応作業)<br>設備機械工 | 10.0 | 回・人 |     |     |          |
| 自動通報装置設備点検<br>点検及び動作確認   | 1.0  | 式   |     |     |          |
| 諸経費                      | 1.0  | 式   |     |     |          |
| 委託業務価格                   |      |     |     |     |          |
| 消費税相当額                   |      |     |     |     | × 0.1    |
| 委託業務費計                   |      |     |     |     |          |

# 仕 様 書

## 第 1 条 適用範囲

この仕様書は、下関市が委託する地下道排水ポンプ設備等保守点検業務に適用するものとする。

## 第 2 条 適用仕様書

業務の仕様書は次の優先順位によるものとする。

- 1 監督職員の指示事項
- 2 現場説明事項及び質疑応答事項
- 3 特記仕様書
- 4 本仕様書

## 第 3 条 疑義

受注者は、設計書、仕様書等に記載された事項の解釈について疑義を生じた場合又は明記のない場合は、監督職員と協議の上指示を受けること。

## 第 4 条 監督職員

業務を実施するために発注者が定めた職員を監督職員とする。

## 第 5 条 官公庁、その他への手続き

- 1 業務に必要な官公庁、その他への手続きは遅滞なく行い、これにかかる費用は一切受注者の負担とする。
- 2 関係官公庁、その他に対して交渉、若しくは交渉を受けた場合はその旨を遅滞なく監督職員に申し出て協議するものとする。

## 第 6 条 諸法規の遵守

受注者は、業務実施に際しては、労働基準法、道路交通法等の関係諸法規を遵守し、諸法令の運営と適用については受注者の負担と責任においてこれを行うものとする。

## 第 7 条 業務内容

- 1 下関市が管理する以下の地下道の排水ポンプ、照明設備等の保守点検を行うものである。
  - (1) 幡生地下道
  - (2) 柏崎地下道
  - (3) 下関駅前地下道

- (4) 安岡地下道
- (5) 清末4号地下道
- (6) 才川地下道
- (7) 新下関第1地下道
- (8) 新下関第5地下道
- (9) 新下関第6地下道

2 保守点検の範囲は以下のとおりとする。

- (1) 全般
  - 設備状況、外観以上の有無
- (2) 水中ポンプ
  - i) 回転状況確認：回転方向の確認
  - ii) モーター点検：軸受、異音、異臭及び運転時電圧、電流値測定
  - iii) 外部点検：ストレーナーの詰まり及び損傷等の劣化等点検整備
- (3) 管路
  - 管路・バルブ類・ゲート弁・チャッキ弁等の状況確認
- (4) 制御盤
  - i) 漏電遮断器：接触部・端子部のゆるみ、摩耗状況
  - ii) 電磁開閉器：接点・端子部の点検整備
  - iii) 自動制御：フロートスイッチ動作確認（制御中の確認調整）
- (5) 警報、故障ランプ
  - 点灯動作確認
- (6) 受水槽
  - 汚物、沈殿物の取除
  - 流入ロストレーナーの詰まり及び損傷等の劣化等点検整備
- (7) 排水路
  - 受水槽に至る水路の荒ゴミ除去清掃
- (8) 絶縁抵抗測定
  - モーター部：コイル絶縁メガーテストによるコイル絶縁測定
- (9) 遠隔監視装置
  - i) 自動通報装置、各異常検知装置（センサー）の動作確認（3回/年程度）
  - ii) 電池の点検・交換
  - iii) 自動装置の伝達情報変更による情報変更及び動作確認
- (10) その他
  - 各地下道については、荒ゴミ、ビニール袋等が堆積しやすいので、週1回のゴミ除去清掃をすること。

3 排水ポンプ設備等の定期点検は月4回、遠隔監視装置の定期点検は3ヶ月1回を原則とする。ただし、電気設備の絶縁抵抗の測定については年1回程度、浸水その他に係る点検は随時行うこと。

4 仕様書に記載されていない部分でも、保守上当然行わなければならない部分については遅滞なく点検を行いこれを報告するものとする。

5 保守点検中において、特に急を要する修理箇所または危険な箇所を発見したときは直ちに報告の上、修理の処置等を協議するものとする。

6 受注者が、業務上負担する器具及び消耗品は次のとおりとする。

- (1) 工具 保守点検に必要な工具全般
- (2) 計測器 保守点検に必要な計測器
- (3) 消耗品 汚物清掃用具・ヒューズ

7 大雨・台風等により停電、ポンプの故障等不測の事態になった時、状況により現地で適切な処理を行うこと。

## 第8条 現場管理

- 1 業務の実施に際しては必要に応じて保安施設を設け、円滑な交通と通行者及び作業員の安全について万全の処置を講ずること。
- 2 業務の実施に影響を及ぼす事故又は第三者に損害を与える事故が発生したときは、遅滞なく監督職員に報告すること。
- 3 業務実施中は、現場に責任者を常駐させること。
- 4 高所作業時、足場が悪い場所及び排水ポンプ施設等での作業時は、作業員に必ず安全带・ヘルメットを着用させ、事故の防止に努めること。
- 5 監督職員の指定した業務は、監督職員の立会を受けて実施すること。

## 第9条 跡片付け

- 1 受注者は、業務の実施の必要から車両及び歩行者の通行方法を変更又は制限した場合において、業務完了、若しくはその必要のなくなったときは、速やかに原状に復さなければならない。
- 2 受注者は、業務実施の必要から既設の施設等を撤去又は損傷したときは当該業務実施期間中に原状に復さなければならない。

#### 第10条 業務履行届

業務を実施した場合は、業務の実施報告書を作成し記録写真を添付して毎月提出し報告すること。

#### 第11条 写真撮影

業務の適正な施行を説明する資料である記録写真として、点検箇所の状況写真その他必要と認められる箇所の写真を撮影し、毎月の業務履行届に添付すること。

#### 第12条 完了検査

業務の完了時には発注者が定めた検査職員の完了検査を受けて合格しなければならない。

## 特記仕様書（環境編簡易）

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受注者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受注者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

## 1 環境関連法令について

受注者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

## 2 事故発生時の対応

受注者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに担当課課長へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

## 3 苦情発生時の対応

受注者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに担当課課長へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

## 4 配慮事項

受注者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

## 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

## (総則)

第1条 発注者と受注者は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

## (暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

## (関係機関への照会等)

第3条 発注者は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受注者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受注者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

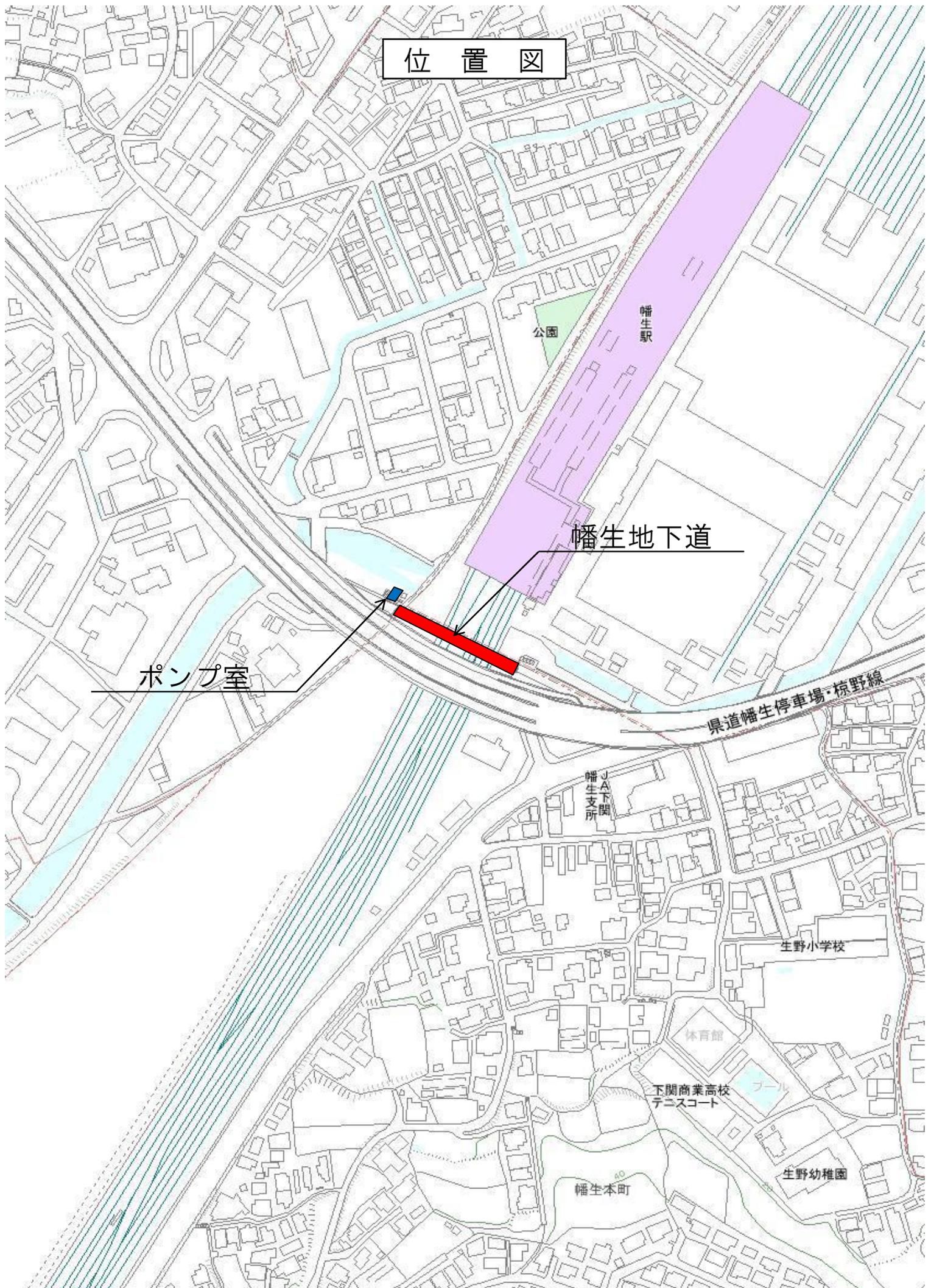
2 受注者は、前項の規定により、発注者が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

## (本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 受注者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 発注者、受注者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

# 位置図



ポンプ室

幡生地下道

幡生駅

公園

県道幡生停車場・棕野線

JA下関  
幡生支所

生野小学校

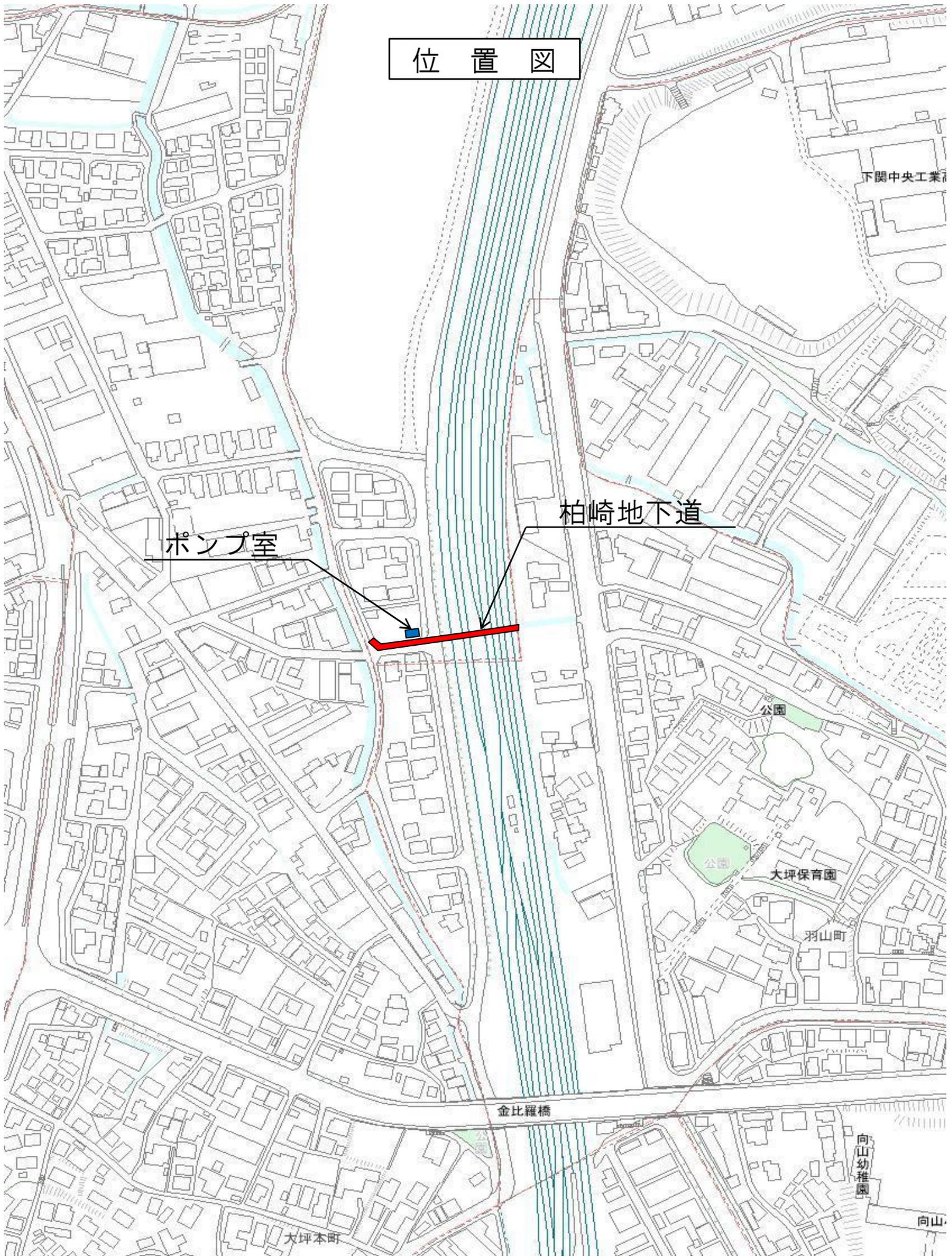
体育館

下関商業高校  
テニスコート

生野幼稚園

幡生本町

# 位置図



下関中央工業

ポンプ室

柏崎地下道

公園

大坪保育園

羽山町

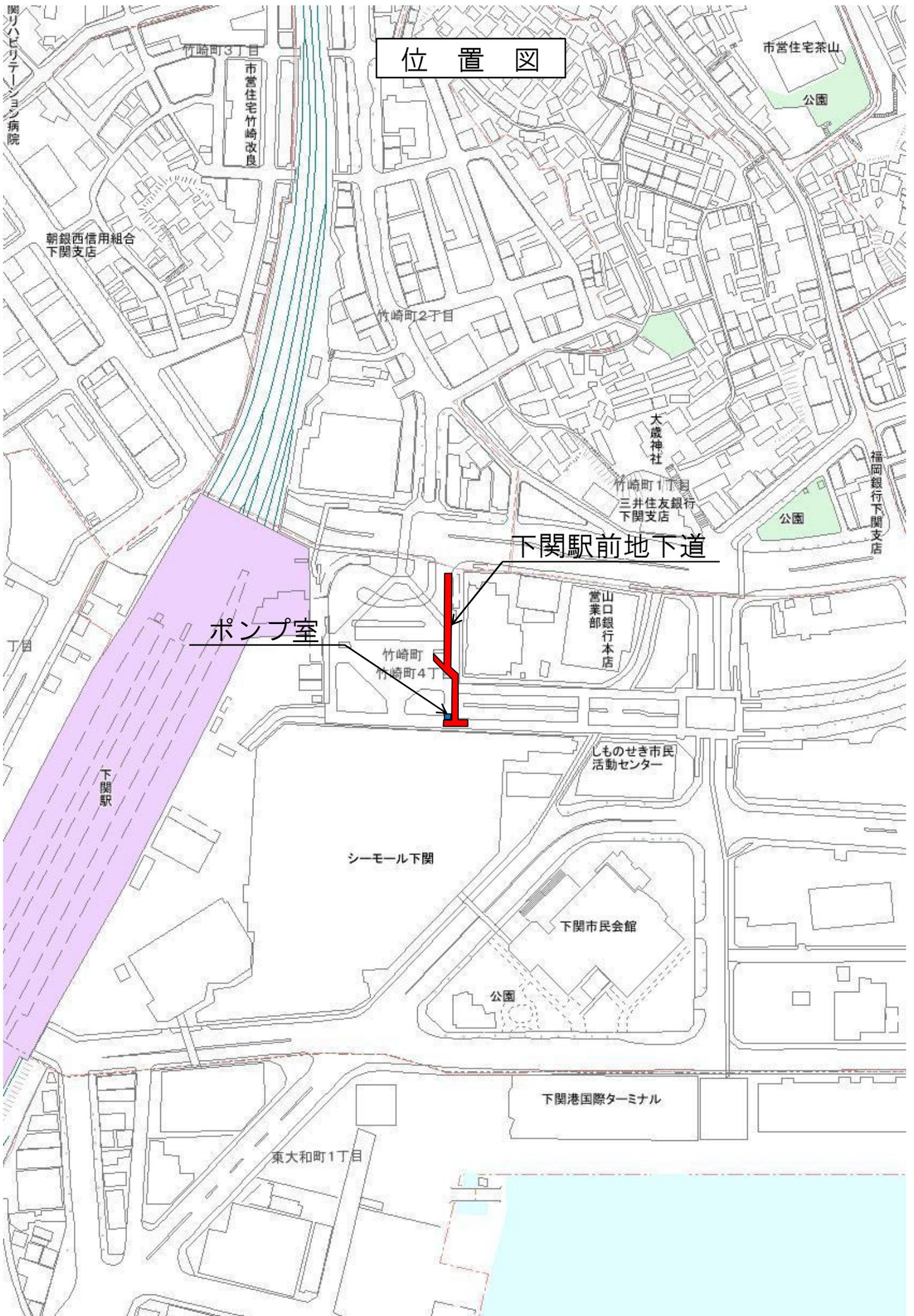
金比羅橋

向山幼稚園

向山

大坪本町

# 位置図



ポンプ室

下関駅前地下道

下関駅

シーモール下関

下関市民会館

下関港国際ターミナル

東大和町1丁目

竹崎町3丁目  
市営住宅竹崎改良

朝銀西信用組合  
下関支店

竹崎町2丁目

大歳神社

竹崎町1丁目  
三井住友銀行  
下関支店

山口銀行  
本店  
営業部

竹崎町  
竹崎町4丁目

しものせき市民  
活動センター

市営住宅茶山  
公園

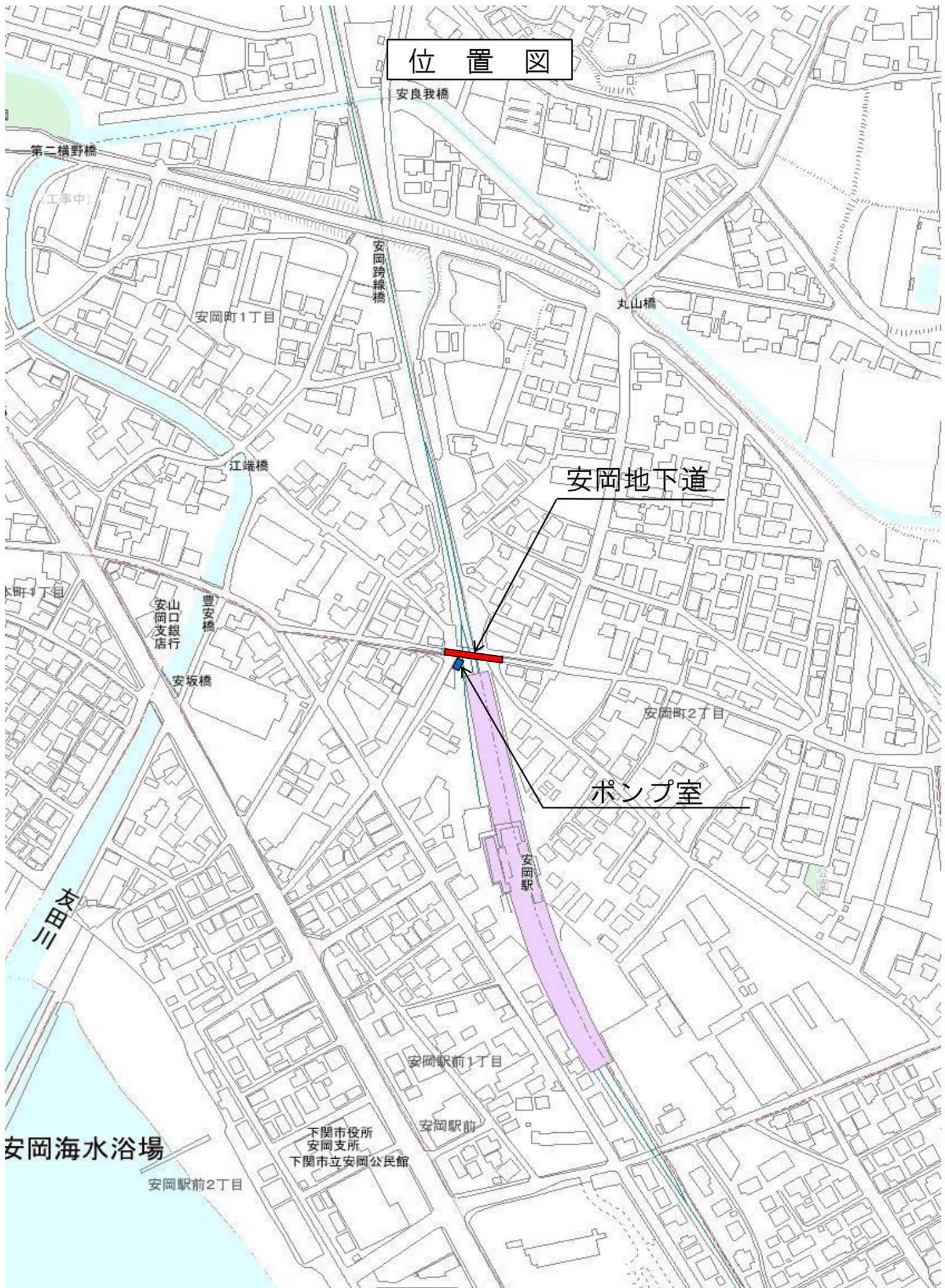
公園

福岡銀行  
下関支店

公園

関リハビリーテーション病院

# 位置図



安良我橋

第二横野橋

(工事中)

安岡町1丁目

安岡跨線橋

丸山橋

江端橋

安岡地下道

安岡町4丁目

山口銀行  
安岡支店

豊安橋

安坂橋

安岡町2丁目

ポンプ室

安岡駅

安岡川

安岡駅前1丁目

安岡駅前

安岡海水浴場

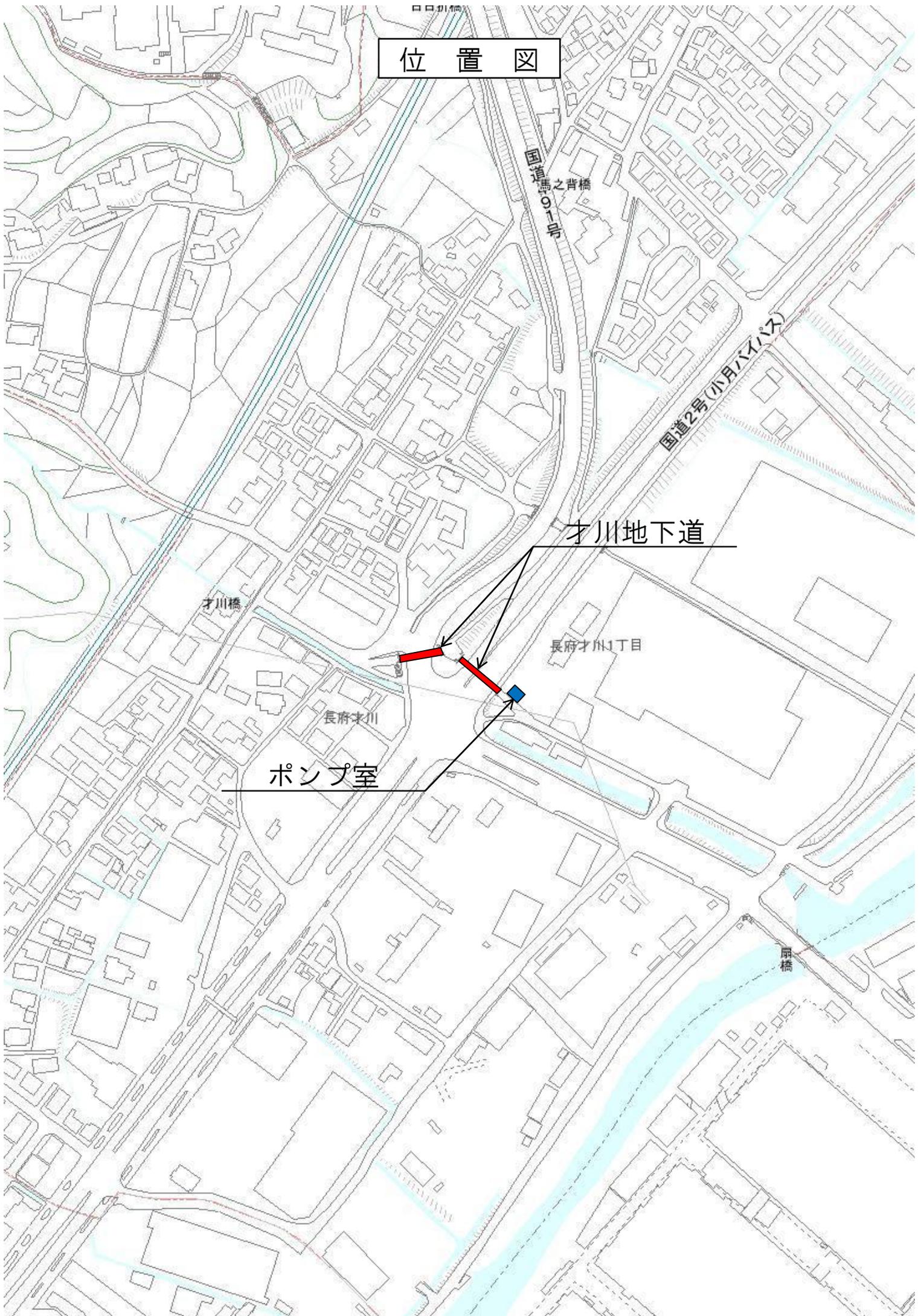
下関市役所  
安岡支所  
下関市立安岡公民館

安岡駅前2丁目

位置図



# 位置図



才川橋

長府才川

ポンプ室

才川地下道

長府才川1丁目

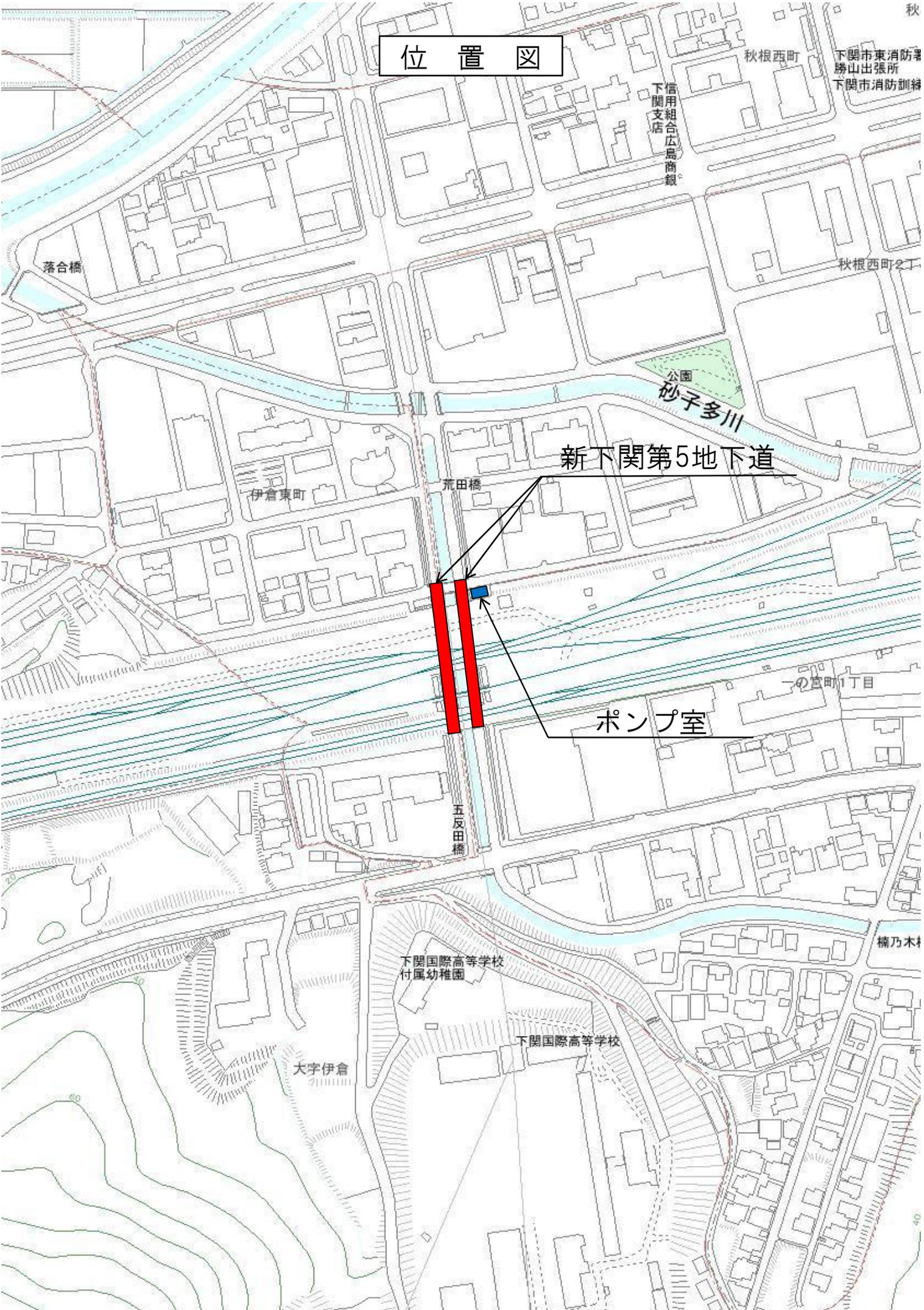
国道1号  
之背橋

国道2号(小月ハイパス)

河橋



# 位置図



下関市東消防署  
勝山出張所  
下関市消防訓練

信用組合広島商銀  
下関支店

秋根西町

秋根西町2丁

落合橋

公園  
砂子多川

新下関第5地下道

荒田橋

伊倉東町

ポンプ室

一の宮町1丁目

五反田橋

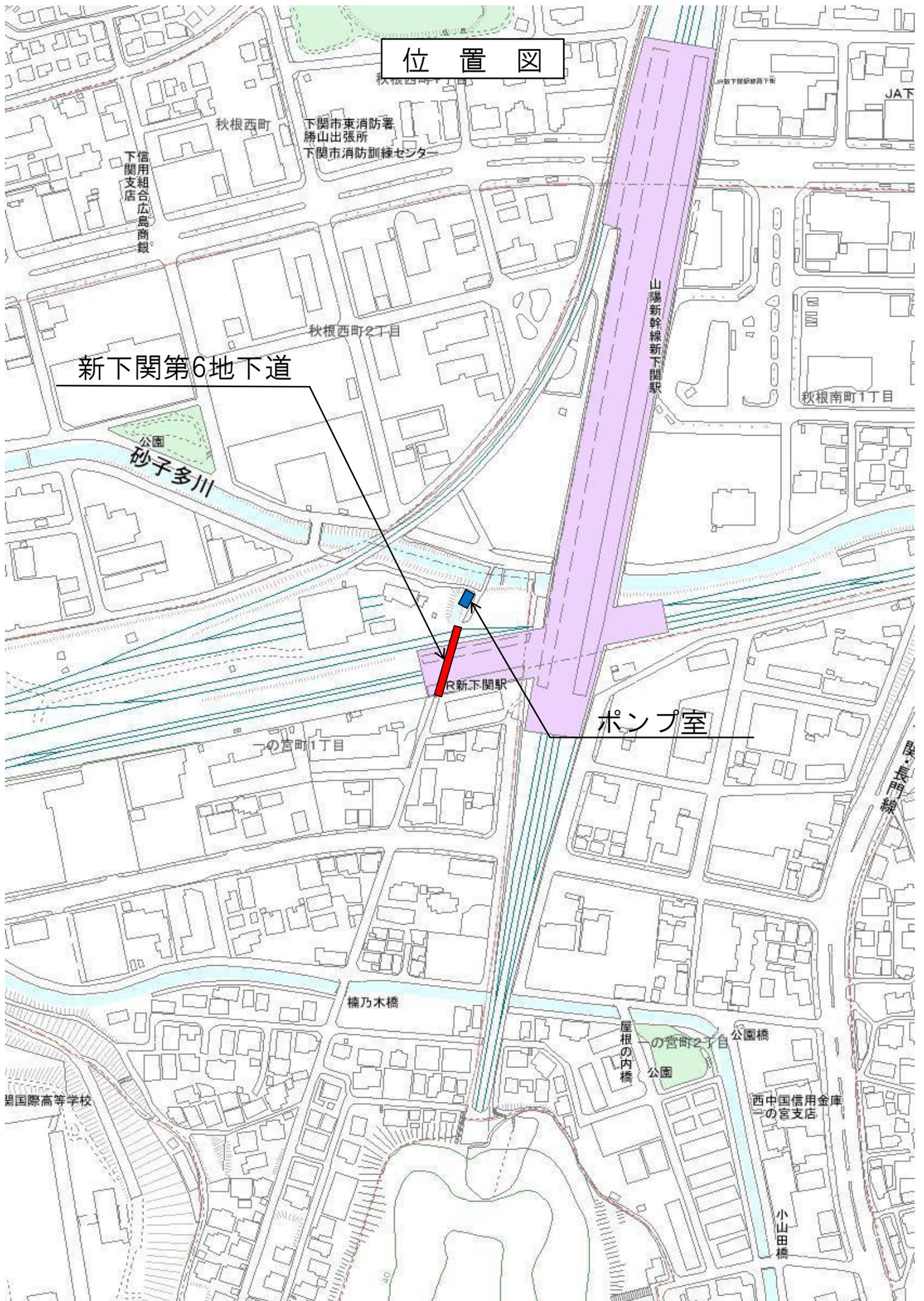
楠乃木

下関国際高等学校  
付属幼稚園

下関国際高等学校

大字伊倉

# 位置図



新下関第6地下道

ポンプ室

JR新下関駅

山陽新幹線新下関駅

公園  
砂子多川

秋根西町2丁目

秋根南町1丁目

一の宮町1丁目

橋乃木橋

屋根の内橋

公園  
一の宮町2丁目

公園橋

西中国信用金庫  
一の宮支店

小山田橋

関国際高等学校

信用組合  
広島商銀  
下関支店

下関市東消防署  
勝山出張所  
下関市消防訓練センター

JA下関

関・長門線